

京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年5月22日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第14号

京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

別表書類の欄中「技能習得資金又は医療介護資金を受けて」を「知識技能を習得している期間中であること、医療若しくは介護を受けていること、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過する日までの期間中であること又は失業して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)